

「SD研修会 ～クロスアポイントメント制度について～」
「明治薬科大学広報第112号」（令和3年10月14日発行）

本学では、令和3年度よりクロスアポイントメント制度に基づく人事交流を行うことを計画し、本年2月に同制度に関する規程を制定しました。今後、臨床系教員を強化するにあたり、クロスアポイントメント制度を利用できる場合には積極的に活用したいと考えております。このような背景の下で、同制度への理解と必要な知識を全学的に共有することを目的に、令和3年度SD研修として、全教職員・役員を対象とした「クロスアポイントメント制度について」と題する講習を7月2日にMicrosoft TeamsによるWeb形式にて実施しました。

当日は、認定マネジメント・コンサルタントの茂木和剛氏を講師に迎え、クロスアポイントメント制度の背景と意義、共同研究との違い、また、クロスアポイントメントのメリットとデメリットなど、同制度の課題や実務、留意点等も含めた話がありました。

クロスアポイントメント制度とは、研究者等が2つ以上の機関に雇用されつつ、一定のエフォート（勤務割合）の下でそれぞれの機関における役割に応じて研究・教育などに従事することを可能とする制度です。卓越した人材が大学、公的研究機関や企業等の壁を越えて複数の機関において活躍できるようにとの観点から始まりましたが、エフォート管理がとても重要で、当該業務負担の変更が臨機応変にできることや、制度を利用した場合、それぞれの機関における代替要員確保等の必要性も指摘されていました。

導入事例としては、国立大学間および大学と研究所間の「研究」を主体とした例が多く、教育関係の事例は現在のところは多くないとの説明でした。なお、組織における知的財産の分担や機密情報保護に関するリスク、また、給与の件など人事上の取り扱いにも煩雑な面があり、その積極的な導入・活用にあたっては、当事者に不利益が生じないよう環境を整備する必要があるとの助言もいただきました。活発な質疑を介して制度について多方面からの知識を得られた研修となりました。（総務部長）